



# ふくしま の 安全 取組宣言

あなたの取組みを消費者へアピールしてみませんか

## この制度は・・・

食品関係事業者の方々が、食品の安全確保のため自主的な衛生管理を実践し、安全な食品を提供することはもちろんのこと、その取組みを積極的に公開し、消費者に少しでも身近に安全を感じてもらうことを目的とした制度です。

登録を受けた事業者は「登録ステッカー」と、自らが行う「食の安全取組内容」を店頭等へ掲示し、消費者にアピールすることができます。

## こんなイメージ



- 登録施設へは、登録ステッカーが交付されます。
- ステッカーの下には、お店の取組みを掲示します。
- 事業者は、自主的な取組みを積極的に実施します。
- 消費者は、事業者の取組みを具体的に知ることができ、安心を感じてもらえることが期待されます。

## 登録するには…

以下に関する自主的取組内容を保健福祉事務所(保健所)が審査し、登録を決定します。

- 従事者の健康状態を把握し、異常がないことを確認している
- 施設設備が衛生的に管理されている
- 食品が衛生的に取り扱われている
- 問題が発生した際の対応を定めている
- その他、食の安全を確保するための措置が講じられている



自主的な取組みに必要な条件とは…

### 自主的である

衛生管理のポイントを把握し、施設に応じた衛生管理の方法を営業者が自ら定める。

### 具体的である

定めた衛生管理の実施方法、頻度、確認方法を具体的にするためのマニュアルを作成する。

### 客観的である

マニュアルどおりに実施されたかを記録・保管し、誰が見ても確実に実施したかが確認できる。

## 自主的な取組みを考える手順について

① 現在の衛生管理に問題がないかを考えます。

- ・施設・設備の清掃は確実に実施されているか
- ・製造、加工、調理方法に問題はないか
- ・改善が必要だと思っているところはないか。
- ・日頃、ヒヤリとした経験はないか。
- ・客からの苦情、問い合わせ等が反映されているか。 など

② ①について重要だと思うポイントを整理します。

③ 整理したポイントごとに衛生管理の方法、頻度、記録方法を決定します。

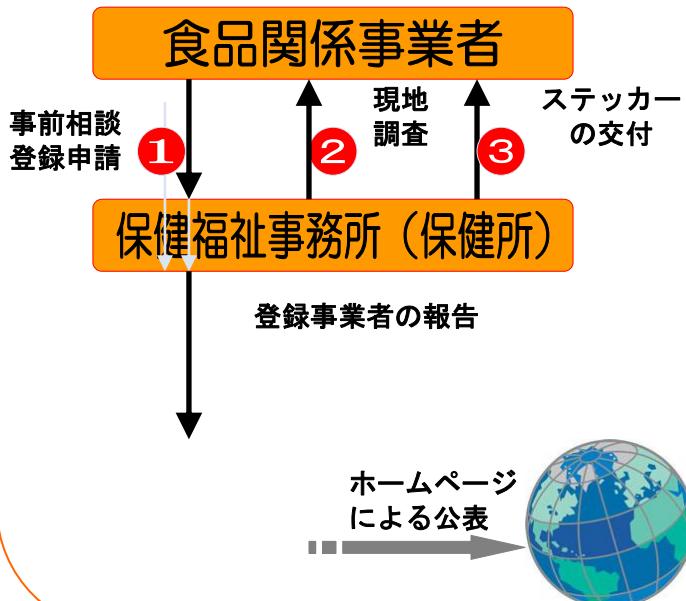
④ 衛生管理マニュアルの作成・記録類を整備します。

**登録申請**

⑤ マニュアルどおり実施・記録等が行われているかを定期的に確認しましょう。



## 登録申請の手順



① 登録を受けようとする食品関係事業者は、必要な書類を整理し保健福祉事務所（保健所）へ申請します。

なお、マニュアル等の作成に関する相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

② 申請を受け付けた保健福祉事務所（保健所）は、必要に応じて現地調査を実施します。

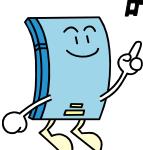
③ 登録となった事業者へは登録ステッカーが交付されます。事業所の取組内容とともに、店頭へ掲示してください。



保健福祉事務所（保健所）は登録した事業者を県食品生活衛生課へ報告します。

登録事業者を県ホームページで公開します。事業者の自主的取組みのほか、広告を入れることも可能です。事業所の宣伝等に利用できます。

詳しくは…県北保健福祉事務所へご相談ください。



■県庁食品生活衛生課ホームページでは、マニュアル及び記録様式の作成例を紹介しています。

URL: <http://www.pref.fukushima.jp/eisei/syokuan/torikumi/top.htm>

■県北保健福祉事務所 衛生推進課 食品衛生チーム

〒960-8012 福島市御山町8-30 電話: 024-534-4305 FAX: 024-534-4162

Mail: [kenpoku.hokenfukushi@pref.fukushima.jp](mailto:kenpoku.hokenfukushi@pref.fukushima.jp)